

## 頼山陽を想ふ

石 島 快 隆

僕かつて子女に史を講じ、支那史に於ては十八史略、國史に於ては頼山陽の史論を雜ふ。乃ち授業の餘暇自ら山陽全書を通讀するを得たり。今その讀後の感懷を摘記して示教を仰ぐ所以なり。想ふに山陽は自由の一語を以て凡てを説明し得るが如し。故に學問上に於ても、その自由思想によりて、宛も今の學者が科學的方法によりて研究せる成果と同様なる結論を齎せるものあり。例せば、通儒が三代漢唐を以て截然兩段となす事の人情に近からざるを道破し、三代以前全く徳化によりて治まると見るは妄なりとなすが如き、人間主義の立場即ち自由思想の仄きを發見せらるべし。蓋、山陽の時代、程朱諸輩は皆神佛の如く觀ぜられ、その言動は當然の事實として認められしものなり。かゝる時勢に於て、程朱は愚か、五帝三王をも後世の英雄と同視して憚らざる山陽の卓識は、誠に一世を超出せるものといふべし。而してこの偶像破壊の根本思想があらゆる方面に向つて進められし山陽の生涯は、事毎に波瀾に満たされしものなるべきを豫想せしめらるゝものあり。然り幸か不幸か早世せしも早熟なりしたため三十餘年の學問生活を送りつゝ、而も一日として敵なかりし事なかりき。否今日と雖も猶且數多の攻撃者を根絶する事能はざるなり。然れどもこれ實に山陽の山陽たる所以にして、毫も爲に悲しむには當らざるなり。

彼已に五帝三王の制すら執せず、何ぞ新註古註の辯あらんや。不可なるものは共に不可なり。その可なるものは共に可なりとなすのみ。故に享保諸儒の家言を讀みては、大に宋學の爲に辯するあり。又或は宋人の淺見を破するを見る。然もこは單なる折衷主義によるものに非ずして、眞偽の標準を内容に置き新古なる偶像を棄つる所に意義あるなり。例

せば四書の新註三禮の古註をとらんとする態度これなり。而して新古又信じて悉くは取るべからず。

已にして註悉くは據るべからず。加之、註釋考證にも自ら限度あり。古書を読むもの警戒を要する所なり。山陽治經に四病ありとして、憑註、倣註、仇註、役於註を擧げ、自らの態度を明にして、解經のための註、己がための經なりとの根底より、安心補身を治經の眼目と定め、終に正文主義を主張せり。然れども解經の具として註の用を認むる以上、その扱ひ方なかるべからず。正文主義に於ける註の活用を説きて曰く、唯平心に正文を読み、通ぜざる處に遇ひ、然る後註を看る。註は一家を主とし、猶通ぜざれば、更に他註を看、猶通ぜざれば、則ち姑らく之を闕く。と。所謂彼が看る註なるものは、獨り漢宋二註にして、先漢後宋參看すべしとなす。而して取捨の尺度は安心補身の目的によりて決せらるべきのみ。

かくて安心補身の目的を充足せんためには大義にさへ通達せば不可なし。何ぞ煩はしく尋章摘句無用の業に無常の人生を空過する要あらん。然れども諸多の非難が此に向つて發せらるゝ間隙あり。即ち英雄兵間の學は宜しく然るべし云々の疑問ある所以なり。想ふに人生は結局兵間にあると異らず。これ山陽の如き生來の病弱者に於ては殊に痛感し得べきものなりと雖も、常人に於ても五十歩百歩の間のみ。佛者の所謂頭燃を救ふ底の精進も深刻なる無常の自覺の結果に外ならず。山陽が五十三年の生涯に百翁も成就し得ざる大業を完成したる所以を彼が研究の態度方法に求むる時、正文主義、大義主義を看取する事を得べし。加之、通大義主義は、自然觀、史觀、文章觀等、彼の關するあらゆる方面の研究に適用せらるゝを見るなり。乃ち通大義の確信は、山陽が家學の中心思想といふも過言に非ず。由來、大義の把握に根本を置かずして、徒に漢唐宋明の註文に没頭し、經文の如きは偶像の如く神聖視して觸るゝ事を恐るゝが如き態度たりし通儒に取りては、此の如きは殆ど狂人の妄語にも類するものなるべし。通大義の治經の法は、經を以て經を視す、文を以て經を視るに在り。蓋、文は理を載するの具のみ。經已に文、經理の文に求めらるべき事は、餘りに當然ならずや。山陽が特に多事を避け大處を領するを以て眼目とせる所以のものは、學問の目的が益我身家國にあればなり。果し

て然らば彼が家學の歸着する所も亦自ら明なるべし。

かく大義領得の基調に於て新古是是非非主義を主張する山陽は、父祖の學たる宋學の説に對しても批判主義を曲ぐる事なし。例せば、格致の説、未だ必ずしも大學の本旨にあらず、然れども學問の道は則ち此の如くならざるを得ず、程子云ふ所、極めて穩安人情に近し等となす見識は、山陽が隨所に述ぶる所のものにして、自由思想家の面目躍如たるを覺ゆ。高談人情に遠きものは用に適せず、その理は結局空理なり。唯、理に中るものは用に適すべく、用に適するものは眞理ならざるべからずとの信念に立つとき、そこに孔孟の眞精神を把握し得と彼は考へしものなり。故に山陽が治經の法は、正文、大義、適用のみ。否、唯一字實に盡く。實一字の宗旨を析して適用の兩字となし、又衍して通大義の三字となすのみ。果して然らば實何處に用ふる。之が經國の根本義として現はるゝ所、蓋、山陽家學の特色にして又非難の存する所なるべし。

學者の本務如何の問題は、かゝる見地よりすれば至極簡單に解答せらるゝものにして、要するに經濟の一事に盡くるものなり。故に清朝考證學に對してすら實用主義を以て評價して憚らず。而して顧氏等數輩が敢て考證學に従事せし所以は、止むなき時運に出でしものにして、本志は實に經濟にありとせり。かの毛奇齡一輩が考據を以て學問の極大事と誤解し、終に各門戸の見に墮せるを難じ、然も奇齡が猶節に屈せざりし所は寧人一輩と同一にして、鎌益が節を失へるものと同年の談に非ずとなすが如き、又以て山陽の面目を窺ひ得べし。山陽が平生自ら期する所は、仁壽山書院席上對問にも見ゆ。即ち、劈頭まづ學問は實用に適すべきものなりとの前提より論を起し、而してその適せざるに至りし因由を歴史的に檢討して山陽の當時に及び、以て心腹を開きて己が覺悟を述べし所のものにして、固よりその裏面には滿腹の不平を吐露せる事又いふまでもなし。想ふに彼が經世の志を懷抱しつゝ時勢の非なるに直面せる時、己を活かす唯一の途は、修史事業の外見出し得ざりしものなるべし。彼が世の惡罵と嘲笑とを浴びつゝ、獨り忠孝兩全を期せし努力の跡を考ふる時、何人も轉た同情の念無きを得ざるべし。經濟第一主義よりして先儒を眺むる時、山陽の理想的人物は果し

て何人ぞ。蓋し經濟に實を用てする見解に於て、菴山こそ山陽が意を得たるものゝ如し。白石は禮文の末に拘泥するあり、徂徠は僻拗自ら張るありて全きを得ざるがために第二第三たらざるを得ず。而もこの三輩と山陽とを平心に比較する時、地位に於ても天資に於ても優りこそすれ遜色なかりし山陽が、徂徠ほどすらも實際に才學を世に行ふ事を得ざりし所以は如何。これ固より一概に斷言し得べきものに非ざるも、兩者の識見の大小に據る所少しとせざるべし。即ち國體觀念の自覺と無自覺とは行動の自由を律するに大なる素因をなす理由あり。彼の菴山が失脚せる事實は、山陽の寧ろ益々意を傾倒せしむるに足る所以なるべく、この間山陽が處士として潜龍的生涯に終始せる一面の説明をも與ふるものあり、白石のそれとは雲泥の差あるを看取せざるべからず。故に志を當世に行ふ能はざる山陽は、古を論じて今を語り望を未來に囑するの外なかりしなり。彼が年少専心せる所如何。詩に曰く、著論欲追賈誼風と。而して晩年成就せし所は如何。門人に興へし書簡に曰く、拙著論策は通論古今和漢もの故通議と名付置候へども名は未定に候何分成就いたし候其實は論當世政治得失候ものにて其名目體貌は論古也寫本にて傳候方可然とも存候如何僕一代議論文章波瀾盡于此蜻洲開關以來巧拙は扱置ケ様之經世之文縱橫極論候ものは未曾有と存候也何卒存于天壤間候様にはいたし度ものに候我子錦故及于此不可言於它人々々唯啖爲妄人誇語而已と。

然らば此の如き學問の目的を以て如何に山陽は當時の日本の政治を検討し、彼が理想とせる所を實現せんと努力せしや。かの經學の理想が王政にある事は、偶々我國の政體を論ずる上に山陽の便宜を得たる所なりしが如し。然れどもこの類似の現象は、若し不注意にせば忽ち日本をして支那たらしむる危険あり。故にこの間の必要なる用心を意識して考へ細心の注意と善意とを以て對さざれば、山陽の説の全部をも否定せざるを得ざるに至るべし。まづ封建治下に生れ、封侯に臣事せし經驗と臣事しつゝある父叔等を有する山陽に於ては、勿論封侯たる郷國の主君の恩を國恩或は君恩として感ずる事あるは止むなき事なり。然れども彼にありては決して唯この一小局の恩を以て至大なりと考ふる事を許さざるものあり。乃ち曰く、吾嘗適平安瞻先王之遺風而吾褒衣以行焉則誰力歟と。遠く着眼せば日本國民の今日ある皇祖皇宗

の力によるに非ずや。封侯の事又何かあらん。然れば則ち封建治下の民俗に於てすら猶古制の如何を物語るものあり。海内皆兵の王制に徴せば、民間に兵衛衛門を稱するものあるも怪しむに足らず。然らば先王の古制を變じて武家政治に移せる者は何人ぞ。天下の大勢、源平二氏に始變し、足利氏に再變し、豊臣氏に三變して封建の形成れるものなるが、實際、背後に於て初めて封建の制に變せしめし發頭人は何者ぞ。これ實に大江廣元に外ならず。抑々變ぜざる能はざる大勢ありしと雖も、勢を制するは又人なりとせば、大江生にして上を思ひ、朝廷にして大江生を此處に出でしめざるの誠實ありしならんには、一介の武弁源賴朝をして開府の野望を成就せしめ得ざりしならん。蓋し上下分を守らば勢天なりと雖も未然に之を制し得べし。その原理は唯守分にあり。民心歸する所これ勢の存する所なり。之を得れば興り、之を失へば亡ぶ。人主の任こゝにあり。然れども敬上、勢によらざるは人臣の任なり。故に人君たるものは常に北條氏の興る所以を鑒み、而して人臣たるものも亦北條氏の亡ぶる所以を忘るゝ無くんば上下の福兩ながら全かるべし。但し天命變じ權下に移り分案ると雖も、我國にありては唯職權職分の紊亂推移あるのみにして、帝位を易ふる事はなきなり。即ち王政の弛廢するや、將軍、勢に藉口して權を移せるものが所謂武家政治なり。然れば勢一來によりて得たるもの又勢の窮まる所に失はざる可からず。勢を制する者、その得失によりて治亂久速の差を生ずと雖も、久しき者も勢なればその久を恃むべからず。水の東せんと欲するに當りて之を西せんとし、西せんとすに東せんとするも皆勢のなすべからざるものなり。治者は勢によるも専らその勢を恃まざるにあり。今假りに久者を徳川氏として考ふれば、東といひ西といふ所、思半に過ぐるものあるべし。徳川氏の勢又窮れりとは、日本政記卷末家齋太政大臣宣下の條に於て述ぶる所なり。この論を以て彼の文を讀まば、山陽が吞氣聲裡に疾呼しつゝある壯語察するに難からず。尙、山陽は治者たる要件として撫民を力説するものなるも、こは陳腐なる禮文修麗の習に従へんとするものに非ず。此の如きは寧ろ上の人の治平を粉飾せんとするものに過ぎず。我國が諸外國に特立する所以は別に存し、建國以來武を以て立ち政事簡省にして國勢常に強き事、外國の及ぶ所に非ず。然るに俗儒は、我祖宗の法の傑れたる所以を知らずして、彼の唐虞殷周の制を以

てせんとす。これ我をして支那たらしめんとするものにして、此の如くんば誦經講書皆無益の事に屬すといはざるべからず。山陽は飽くまでも實を貴ぶ所よりして、政治に於ても力主義に傾けるが如し。かくして人主は其權を失はざる様に大臣を警戒し、一人にのみ任せず、又權と力とを兼有せしめざる事が肝要なりとす。即ち、文武を一にし、大臣の權柄を分ち、能く天下の大勢を制して治を致せるは、我國上古の制に於て見る所、之に因れば治まり、之に因らざれば亂るゝのみ。山陽の古今總議一篇は、寛政八年十七歳の時の作なりといふ。然もこは晩年圓熟の論たるべき通議の所見に於ても特に變化する所なきを見るなり。而して彼の外史も亦年少の時に著作の端を發せるものなるを見れば、彼の經術が單なる道學者の猿真似に非ずして、我國史の事實に立脚せるものなる事、從來孔氏を主として我に擬せんとする輩と截然區別さるべきものなるを知るべし。これ山陽の所論が奇警に失するが如きものあるに關らず、政體の變を云々して國體の上に波及せしむる事なく、その大綱に於て誤るなき所以なり。

山陽は民政の論に於ても實を以て根本義となせり。蓋、所謂衣食足りて禮節を知るの見解に合するものの如く、財の實を先としてこそ禮文の美も存し得となす。たとひ禮樂學校の制の如き備はると雖も、或は平時に要なく、或は民間に行ふものに非ず、行ふと雖も缺伸逃避、その實行なし。而して井田法の如きは、行ひ難きものの尤なりといひ、然も此を以て無用となさざるは、彼の禮樂學校に異れり。こは彼が財政第一主義を主張し、凡て實を以て先とする唯物史觀的考へ方を民政論に於ても適用し、通儒の禮樂學校第一主義なると正反對にして、又非難なき能はず。蓋、山陽は俗儒が實立ちて後に實を保つの具として從來すべき文教の事を却て先務なるが如く主張する本末顛倒の謬見に對して破邪の劍を振へるものなるべし。かくて財利の計を細論する所あり。量入以爲出といふは別に新味なきも、これ古昔之所以易得民後世之所以易失民なりとして、治民を財利に基づけて説く所、即ち山陽の本色を見る。而して一朝有事に際しての用意を平常に心掛くべしとなし、或は海内の財は海内の事に用て餘ありとして節用を説く事固より新奇に非ざるも、當時の國情政情について觀る時、又無用の言に非ざるを知るべし。故に或は必ずしも利を興すを要せず、害を除くを先務

となすと説く等も、當時の世情に照らして痛切の言たるを失はず。民の富むは朕の富むなりとの先王の美言を思はゞ、富國の術、用度を節して民力を愛するより善きはなしとは、又已に冗語に屬すべきも、共に當時切要の言たるを如何せん。その他、農耕、商賈、穀價、地力、水利、錢鈔、銅工、征課、貨權等に互り、高論自ら崇しとする儒者の敢て口にするを潔とせざる底の雜家異端に類するの言を詳論して憚らず。新策は青少時の作なりといへば、二宮尊徳の影響は未だ考ふる能はず。享和三年、金次郎が茶種油を自作して業餘せりといふ十七歳の頃、山陽は已に七八年前古今總議を作り、外史すらものしたる二十四歳たり。彼等が共に承くる所、又自ら外にありといふべし。但、尊徳は小なる社會に於ても満足して之を實行し、山陽は天下國家を主として終に實行に至らざりし事は非なき所なり。當時、蕃山、白石、徂徠等の先覺の時務に通ずる數輩は、期せずして後學をして此處に力を用ふるに至らしめしものなるを思へば、山陽も亦これ等時勢の所産といふべきか。但、山陽の富國策にも必ずしも傾聽すべきもののみには非ず。頗る消極的にして大局に關らざるものあり。例せば佛像佛器を以て錢幣をつくるべしとなすが如き、九華の畢竟不及制奢侈三字矣と評するに如かず。然れども此種の説も亦山陽が適用即ち實を第一とする根本主張より導かれ得るものにして、必ずしも異端たる佛敎を排斥せんとする魂膽より出でしものと解すべきものには非ざるべし。此後間もなく水戸の齊昭が梵鐘を以て大砲を鑄し事ありと傳へらるゝが如き思ひを山陽に馳せしむるものあるを覺ゆ。

彼又制度を論ずるものあり。抑々我國體は萬古不易なり。然れども政體には變化あり。而して實を以て民を治する所に政權歸するものなる事已述の如し。是に於て治民の具たる制度も時代に適用するものならざるべからず。此意味よりせば三代の法も未だ必ずしも則るに足らざるなり。例せば徒に三代の法を守らば、封建治下に於ける人才登庸法は不可能となり、終に封建政治自體をも危うするに至るべきが如し。人才を登庸せんか。祿賜ふべものなきなり。民より剝取せんか。王惠無しといふべきなり。かくして山陽は、三代世祿の弊を救ふに爵位の法を以てし、漢土の古法を棄て、我朝の古法に倣はんとす。彼が通儒と群せざる概ね此類なり。彼は制度の形式よりも、立制の所以の實を求むるが故に、制

度を活物たらしむる運用の才を第一とせり。故に一面に權を論じては人に頼らずして法に頼りて國を治むべきをいふと共に、法の運用に於ては人才に任せざるを得ずとなす。蓋、法制は變通を貴び適用を眼目とし、形式を實の手段と心得ざるべからざればなり。此種の考は已に彼が十七歳の時の作辨政一篇にも見え、古今總議と共に又後年の説の根底をなす思想たる事、上述に照らして明なり。所謂彼の師其意而變通之との考により富國の根底立たば、學校禮樂の實效を擧げ得べく、敢て制度の備はるを待たずとなす見地は、全く晩年の説と變る所なし。通議に於て、誠實を官吏の生命となし、その物を孕にするの徳が制度の詳を待たず奪取政治を排除するが故に先禮後食の民たらしめ、學校禮樂の實効を現前せしめ得べきを述ぶるが如き、また人才を庸ひて法の實用に任すべき所以を説くものなり。

山陽の所説已に古に託して今を論ずるものなる以上、何れを見るも時事問題たるに適應せざるものなし。然れども尙特に當面の時事と覺しきものなからず。當時、内には天災打續き民苦鬻ふべきものなし。然るに幕政振はず、硬骨の士は却けられ妄人榮ゆる情態にあり。山陽が死に臨みて特に力を鼓して論内廷一篇を草せる所以は、蓋、察するに餘あるものあらん。夫の弊政の淵源は皆内廷にあり。故に内廷の害毒のみを擧ぐれば、山陽の意に不足なきなり。彼は三善清行を最も重んぜしが、此論に於ても其説を祖述して止まず。天下貧困するに當り、上に在りて率ゆる者、奢侈成習して用足らず。勢ひ錢貨を改鑄するの外なし。然れどもこは民利を無視して官利の爲にのみなすものなれば何を以て行はるゝを得んや。當時固より行ふを得ずと雖も敢て言はざるを得ざりし情勢看るべし。山陽は又經濟及び建國の體制上より推して農兵論を主張し、武士なる専門的軍人階級存在の不利とその古制に非ざる事とを述ぶるあり。而して國防上より騎兵の重要性を認めて之が養成の要を説き、更に邊防を説かんには、時勢の進展に伴ひて砲艦の建造にまで及ばざるべからずとなす。即ち我國の戦は必ず海戦にあれば、海軍を造らざるべからず。水戦に習ひ、我れ四海を制するに非ざれば、天塹も恃むに足らずといふもの、又一隻眼を有するものといふべし。但、戦は單に兵器にのみ依るべからずとなす所、彼も亦武士階級を嫌惡しつゝも、武士たる精神を否定するものに非ず。蓋、兵の本は人にありて器の優劣に存せざ



ればなり。彼が時務を切言せる此種の説を見て、世の所謂純儒なるものが如何なる迷論をなせるか改めて説くまでもなかるべし。

抑々山陽は單なる儒者なりや將た文士なりや。山陽の學問の第一歩は、十三歳(寛政四年)の時、父春水の江戸に祇役せる際、柴野栗山との話次、山陽の事に及び、晚學するに綱目より始めよとの栗山の言に促されて發奮せりといふ此所にあり。然らば栗山の訓言の意圖する所は如何。綱目を讀ましめし目的は、詞人たらしめず、實才を成さしむるにあり。山陽の家學は是に於て栗山に出づとも稱し得べし。勿論彼は實際には、闇齋學派の服部栗齋等に從遊し、影響する所、一人一家に止まるものに非ず。山陽の言によるに、蕃山、白石等の學風を思慕せる事、已述の如くなれば、家學の特色につきては、寧ろ此等の前輩に私淑して得たる所少からざりしものといふべし。彼の白石の師順庵が主張する所の實學は朱子學空疎の難點を救ふものなり。山陽の家學が本經中心主義にして、動もすれば、仁齋、徂徠等の古學流の境地に贊するものゝ如き嫌疑ありつゝも、精神に於ては、大意適用の實學を本宗とするものにして新古の別なきが如きは、蓋朱子學派の反動改革なりとも見らるべし。故に山陽は、朱子學に對し特に末流を否とする事、王學に對すると異らず。而して所謂古學と稱するものをも排して取らざるなり。然も如此見解は絶對的朱子學者よりせば猶異端視せらるゝを免れず。山陽が純粹なる朱子學を奉ずると否とは別として、春水が端的に朱子學を信奉せる家風と徑庭なき能はず。此間の矛盾を山陽自身も意識せる事は勿論にして、これ又世の非難を免るゝ能はざりし所なり。乃ち山陽は之を如何に解決せりやといふに、こゝに一策を案じ、各立場の相違によりて自ら態度の別ありて不可なきを述べ、父の態度を士大夫の學として認め、己が態度を野人の學として之と兩立せしめんとせり。然れども猶未だ矛盾の調和し盡されざるものあるを覺えたりし故か、更に、甚だ洛閩を信するが故に甚しくは信ぜざる所ありとて第一義に立ちて辨する所あり。所謂、朱子學が文字の訓詁を棄て、孔孟の眞精神を把握せんとせる根本的態度に於ては、誠に洛閩の末學が朱註に頭沒せるが如きものに非ざるべし。故に此點よりせば、本經によりて大義を把握せんとする山陽の態度こそ實に朱子學の根本的態度

といふべきのみ。豈、性理の死套に隠れて妄想を逞うして可ならんや。吾人が山陽の態度を敢て折衷主義と稱せずして特に朱子學派の反動改革的意義ありと觀る所以蓋此處に存すといふべし。最も春水が學統を論するに當り、之を人倫の大本に於て求め、一黨一派に偏私せるものに非ずとなせる信念も亦大局に於て舛齟する所なきを認め得べく、少くとも山陽が春水の家學と大旨に於て舛齟せずと確信せる事は、跋先君學統論一文に於て明なり。然も方法論よりせば猶舛錯の跡を拭ふ能はざる事も否定すべからず。これ山陽が士大夫の學と野人の學との辨ある所以なるべし。山陽が此家學上の矛盾の惱みは、同時に一代生活上に反映せざるを得ざりき。彼は家學に於ても斷然叛旗を翻して正々堂々たる敵對行為をなし得ざりし如く、生涯の生活態度に於ても、全然父母親戚故舊に叛きて純然たる一介の處士に甘じきる境地まで徹底する事を得ざりしなり。彼は飽くまで矛盾を矛盾とし終らずして、矛盾を感じ、矛盾を敢てしつゝ、猶且、調和的態度を反面に求めざるを得ざりしなり。吾人は山陽のこの不徹底なる態度の何れを彼の本色として取るべきやといふに、何れも實に彼の眞面目なりと言はざるを得ず。蓋、山陽の時代を顧る時、一面に封建を維持せんとする保守思想あると共に、他面、之に嫌らずして封建を破壊し自由を求めんとする主張擡頭しつゝあるを看るべし。かゝる時に山陽が彼の如き思想と生活とを吾人に示せるは又當然の事にして、何れも時勢を反映せる山陽の眞相にして、山陽五十三年の一生が、心身共に苦闘の歴史に終始せるも之が爲なり。如上の家學に於ける矛盾を検討せる吾人は、次に修史の大業と行跡上との兩者間に存する事行不一致の矛盾を検討せざるべからず。

山陽が詞人たるを本務とせずして史家たらんとせし希望は、已述の如く十三歳の時、綱目より始めよ云々の訓言に發憤せるに始まれり。而して十七歳の時の作なりといふ古今總議一篇に於て早くも日本外史序論の精神を表はせりといはる。彼が詩に於ても最も史詩を得意とするに至りし事も亦平常の素養を知るに足るべし。十八歳の春、楠公の墓を弔して長古二篇あり。やがて成稿「謁楠州墳」の句あり。同年冬の作、讀野史引の長古一篇は、實に源平以降豊臣氏までの史實を歌ひ、後年の大作、外史の縮圖たるの觀ありとは已に世の認むる所なり。二十一歳の夏、春風へ致せし書簡に、

「私儀も當時始めて家塾稽古相休み、暇に相成申候。文章少しづゝ心懸申候。戰國策國語等熟讀仕候。いかゞ仕候而好文出來可申哉。此段御教諭被遊可被下候」とありて、外史起稿苦辛の程を看取せしむるに足るものあり。二十五歳、陸放翁の詩を選鈔して書後の文あり。中に於て「余論宋詩以陸游爲冠而其所以爲冠者氣也。獨陸子以恢復爲念慷慨之氣溢乎歌詠吾每誦之未嘗不想見其爲人以壯吾氣是其所以冠宋詩也」と述ぶる所、山陽の志の存する所を又暗示すといふべし。此間又賈馬の文を愛讀して論說紀事の範となす。又送石井儀卿序には、京都に出遊せんとする素志見ゆると共に、自ら隱史氏を稱するあり。又同人を送る引には幽史氏とも見ゆ。或は送西伯虛遊京序には司馬遷を景尙して龍門の號あり。二十六歳三月二十日、與大槻子繩書には、隱史五種の目を掲ぐ。而して、文化四年三月二十六日、外史の初稿を石井豐洲に示すに至りしものなるが、此より前、享和三年十一月、二十四歳の山陽が當時己に二十八歳なる豐洲に對して贈れる忠言は、特に山陽自身の志を語るものとして重要な資料なり。その要旨は、經世、兵刑、算曆、典故等の世用に適する學をなせば名聲を博し易きも己が所長に非ず、又浮慕すと雖も眞の所好に非ざれば敢てなさず。史傳と論策とは、世の歡迎せざる所なるも、山陽自ら所長にして所好なるが故に、生前之を樂み、死後之を傳へんとして、此に一生の事業の腰を安ぜしものなりといふにあり。彼が論策、固より經世兵刑典故の學に關はる事已述の如くなるも未だ當時を直説する事はなさざる所、これ山陽が徂徠の如く立身に汲々たらざりし所以なるべし。是に於て彼の論策は又修史の一部にも包攝し得ざるに非ず。否、山陽に於ては、詩と雖も史たるもの多し。小竹に與へし書簡に「是等不足煩候へども詩亦關人品學術候事與世詩家其意自別御座候也」とあり、馬場元華に與へし書簡にも「是は山陽外史一代の精神を籠候外史を詩につゞめ候様のものにて畫よりは遙にましなるべし」等とあり。然も詩人文人を以て居るを自ら辱しとせず。故に小竹への書簡に於て、詩鈔の序文を寄せしを謝せる中「子成豈獨以詩文傳世者乎哉」の一句を満足せりとあり。かゝれば、山陽が一代に於て最も心血を注ぎしものは、豐洲に與へし語に決がせし如く、論策と修史の業にして、一は新策通議、他は外史と政記となり。小竹に與へし書簡に於て自ら述べて曰く「生涯心血所注に候二冊通議可敵外史二十二卷也」

と。同様の意を門田朴齋にも報ぜり。通議は新策の年少時に成れるを改篇せしもの、外史も幾多の改訂を経て後所謂日本外史の名を得るに至りしものにして長年繼續されし文字通一代の成果なり。天民に與ふる一書に外史二十卷亦僕宿好所注といひ、七歳間抄出諸野史とあり。大槻磐溪西遊紀程に「(文政十年三月)廿九日告別二頼小頼自幼枕藉國史其纂述日本外史二十四卷方纔脱稿自云半生精力耗竭于此」とあり。此年山陽は四十八歳なり。彼が修史の志が、父春水の修史の業の失敗と如何なる因縁ありや。恐らく、彼は父の志を繼ぎて年少より晩年に至る迄、否、政記に至りては全く夕に終らんとして朝に了るを待たず死するの恨ありし程、専心して止まざりしものなるべし。故に人若し彼のこの學究的態度のみに對して一顧を與ふるも、總ゆる世の非難の一時に泯滅して、唯學問的崇高嚴肅なる氣に打たれざるものなからん。

彼が修史の經過を見るに、享和元年十二月六日石井豐洲に與ふる書に、僕の私史大略規模を成せり。獨り淨寫の役我が爲に力を出すものなし。故に因循了すと見ゆ。時に山陽二十二歳なり。彼は寛政十二年十一月三日以降二十六ヶ月、「憐二」なる假名の下に屏居を書齋となし、論策修史の宿志に精進せしものにして、二十一歳の冬以降此に一ヶ年を経過せし次第なり。享和二年十二月十日二十三歳屏居滿二ヶ年にして、取次により母に著述物を見せしむる迄に新策外史の草稿進涉せり。文化二年三月二十日二十六歳の時、大槻平泉に自著の序文を囑するにつき一書を送り其隱史五種の内容を述べし事已述の如し。春水が茶山に與へし書簡に、狂豚事文章のみに打かゝり申候此節は本朝の史を編集すると申候而大規模をおこし居候とあるも、此間の消息を物語るものなり。文化四年三月十日、二十八歳、豐洲に與へし書簡に、日本新史之役稍稍就緒と稱し史記助字法の借覽を求め、又、權二尙平兒輩喧騰可厭とあるも、權二は寫字の役を助け彼が勞を省くともいふ。其後、二十年、文政九年十二月二十七日四十七歳の冬市河米庵に致し、外史刊行の手段として林大學頭述齋の序文を得んとせる書簡に、此節外史日夜校正大方正月中旬迄には差下可申候間よろしく御周旋可被下云々とあり。かくて二十數年の星霜を経て愈々定稿を得たる事を知らる。日本政記の起稿は外史に後ると雖も、その底稿と思

はるゝものは己に早く隱史五種の第一、三紀提起神武  
至後陽成に見ゆ。而して、その日本政記としての進涉は後年にして、文政

十二年二月三日五十歳の時、雲華への返書に、月峰行明日誠に妙と奉存候といふは、新晴第一、拙著應仁の處仕まい候て先一幕すみ候是第二云々とあるによりて知らる。然るに天保三年六月十二日五十三歳の夏喀血あり。不治の診斷あるや即夜門弟なる百峯旗山藤陰に對して、改記の完稿と開版とを急がしむる事となれり。當時、全部十六卷、内一卷、元龜元年姉川役に至る迄を終り、論贊八十餘篇を脱稿せりと雖も、爾餘の部分のみならず、通編の整理は外史の比に非ずして更に幾攷定を要するや論なし。七月七日中川漁村への書簡には、僕死覺悟にて整理著述議論は大氏了候紀事は死後にてもしれ候ほどに相成居候雖然此一片精神、依然天欲成此有用之學乎僕未遽死也とあり、又七月二十七日藤城に與へし書簡にも、死生有命只僕所恨先母而死且著述有未終者解經有十叙少一篋者是爲恨耳と見ゆ。山陽が子として並々ならざる勞苦を懸けし老母に先立たんとする苦衷察するに餘あり。而して外史成り通議緒を就す久しと雖も、隱史五種の初期の計畫は、政記完成せざれば未だ安からざるものあり。春秋は宣尼の疑ひなき手筆にして、我國に在りて最も識らざるべからざる經書と思惟し、之によりて彼は經說を明にせんと志せしも、喀血中斷して昭公に至りて又止む。跋春秋臆斷稿本末文に、就業三年中間以數省母廢輟今茲壬辰季夏至於昭公而吾疾作醫言將不起自慨此事不終然十二公特餘其二後世或有知吾者以十推二詎爲難哉とあるを讀み、彼此對照して暗涙に咽ばざる無き能はず。最期に近き九月十一日小竹松陰へ書簡を送り、中に於て、政記は大造、此上木は死後と可相成候と記せり。同月作、日本政記稿本跋の末文を讀まば慨然たる者、豈山陽其人のみならんや。死に直面しつゝ、若年の門弟を頼りに畢生の大業を如何にかして生前に一應整理し終らんとする焦慮を思ふ時、山陽の胸裡果して名狀し得べけんや。外史は己に樂翁によりて傳ふる事を得しも、今や具眼の知己樂翁亡くして政記の將來を見とゞけ得ざらんとす。今昔を俯仰して何ぞ感慨なきを得ん。

修史は山陽畢生の業たる事右の如し。其間彼が修史に影響せし所如何。山陽が少時、栗山の訓言に發憤せし事は已述の如くなるが、尙、何人も注意せらるゝ事實は、春水の修史中絶せる關係上、その輯録せりと思はるゝ史料或は山陽に

歸せる結果、早時彼が大業を緒に就かしめ得たるに非ずやとの疑問是なり。故に文化二年六月山陽武元北林此事を以て  
 山陽に問ふあり。然れども、山陽によれば、春水の修史そのものは見るべきもの存せざりしが如し。但、修史に志あり  
 し父の影響の僅少に非ざるべきは推測に難からざるべし。文化二年十月二十六日又國學者橋本稻彦より來書あり。漢學  
 者も本來の皇道を忘れざれとの忠言なり。翌三年正月二十一日、池口愚亭、出石へ歸省するに當り送序あり。中に於て  
 晝は修史、夕は彼をして史記を誦せしめ其叙述法のある所を討ぬといひ、歸省の途は、豐臣氏の遺蹟なれば、父老に問  
 うて異同を知らせよとあり。山陽が修史に苦辛せる状を見るべし。山陽三十二歳文化八年八月二十四日、小竹への書簡  
 に、外史論纂起稿の參考書として、讀史餘論、大日本史贊藪の借覽申込見ゆ。二書の影響の頗る大なるは今更いふを待  
 たず明なり。山陽三十八歳文化十四年五月十七日茶山への書簡によれば、茶山が外史を閲讀し、その批評を得て改訂せ  
 る事實を知らる。中に於て、北條泰時欺賴襄と被仰候言葉栗杯身ニシミ申候事に御座候とあれども、茶山が、近一文士著  
 史頗譽泰時余爲發其姦といへるに對し、山陽は、その恕詞の如きは舊史の誣に沿へる爲にして、已に釐正せし所、今此  
 茶翁の批評は誰を指すやと疑ひ、或は北林の史鑑ならんかとなせり。山陽の改訂も、茶山が誇張せる程のものには非ざ  
 るに似たり。翌文政元年又茶山への書簡に、外史論贊の校閲を求めて、第一可申上義は奉煩候論贊猶得斗御覽被下候哉  
 ；何卒生涯精神所注よく改置度と奉存候と見ゆ。四十七歳文政九年十月十八日村瀨石庵への返書に、外史の體裁につき  
 ての辨明あり。同十一月二十五日小竹への書簡には、明に白石の所論を踏襲し甚しきを改めしも正論は踏襲を免れずと  
 し苦慮せる状見ゆ。大日本史につきては、之を購ふを得ず。贊藪によれるが、その書後に開闢以來第一大典と讀して止ま  
 ず。又神皇正統記職原鈔の如きも併せて推賞置かざる所なり。門人江尻翁松は、大日本史修證が外史の修正に用ゐられ  
 しを目標すとて、拔萃本を作り、天保四年正月縁起を記述せるものを出せり。又、天保四年正月二十一日猪飼敬所より  
 谷三山へ與へし書簡に、外史は十年前余が一閱を乞ふ一昨年豐臣氏記迄讀めり通議兩三年前著す是も一閱を乞候；將又  
 一兩年已前の著述にや本朝政記と云ふ書を著し；去秋發病の後門人に淨寫させ候一昨日彼門人兒玉三郎より山陽書後三

卷頭跋二卷を示し疎漏を校訂せんことを乞ふ云々と見ゆ。山陽が前輩に遺著の校閲を託せる事も然るべき事なり。五年八月大鹽中齋の洗心洞割記附録抄に山陽が贈りし詩文を入刻して縁起を述べ、外史修正に際して胡致堂先生讀史管見を貸與せる事情に及べり、由來、山陽は、一代の事業を完成するに多くの人の藏書を借り、而して前輩同友の勘致に聽くを憚らざりし事概ね右の如し。これ彼が他面人の嫌惡する所となりし一因ともなりしものなるが、浪々の一貧書生にして能く萬世に垂るゝ大業を成し得たる所以却てこゝに存せるを思はずんばあるべからず。

かくの如き苦辛の結果に成れる山陽の史書は如何にして傳播せりや。文政九年十二月二十七日、市河米庵に林述齋の序文を周旋せられ度旨の依頼につきては已述せる如し。こは流傳に危険多き外史公刊の權道として、林大學頭の序を求めしのみ。封建治下にありて封建制度の背戾を説き、宛も時の實權者を彈劾するが如き論史を公刊せんとす。國のため世道のためにして豈名利のためにするものならんや。然るに幸にも、翌十年五月二十一日樂翁公に上る機會を得て、文政十二年正月その題辭を得るに及んで、公刊危険も紀憂となれり。かつては幕閣に參じて實權を行使せし定信をして、朕兆のみにみへざることまでものがす事なし；ひそかにおもへばひそかにしるしつ。との言をなさしめし山陽の得意や推する餘あり。山陽の上書も實に言外に苦衷を披瀝して訴ふるものあり。然れば、流石に定信の題辭も山陽の微志を汲みたる大度量を示せるものあるに似たり。彼此又時勢の然らしめし所ありしものか。其後、諸藩よりの所望ありて納本し、次第に行はる。天保三年山陽歿後の翌十月五日聿庵より百峰への書簡に、日本政記の定本の成否と、通議の彦根藩老の力による開版の件を照會通知あり。如何に子弟が遺業完成に努力しつゝありしかを知らる。天保五年四月一日日本外史を寫さしめて得たる其書後に、馬琴が、その文佳妙にして論辯聽くべしと述ぶる所も面白く、この書傳寫尙世に稀なりといふも、彼が特に筆寫せしめし心情窺はる。同年十月岡田鴨里の日本外史補編出づ。これ山陽の遺命により代撰せるものゝ如く、藤陰が鴨里に贈りし詩に、補史何會一日閑先師遺命重如山云々とあるにも明なり。天保九年四月外史通議につきて、政記も拙修齋叢書として刊行さる。天保十三年九月二十日大阪松陰塾中の三樹より聿庵に對し、外

史彫刻につき通知あり。因みに外史の刊本は、當時拙修齋版あるのみにして、此に大阪の一書肆に於て試版を作り官許を待ちつゝある事情を述べしものなり。奉行の許否により成否を決せらるゝ當時の出版界の有様知るべし。歿後十三年の弘化元年八月川越藩主、桑名文庫本により外史を校正せしめ、造士の一助として開版すべく備貝保岡嶺南の序文成る。下りて歿後十七年の嘉永元年八月二日、頼氏正本日本外史二十二巻發行さる。安政四年十月、京都二條家より川越藩に對し外史の藤原氏專權の説につき抗議書を發せりといふ。又以て傳播の模様を察知するに足るべし。川越藩校刻日本外史は、京都頼家との間に分版の約成り、明治三十八年迄繼續しつゝありしが、著作權満期となり、翌年よりは、日本橋水野書肆に松平家の版權を讓渡するに至りしといふ。中山久四郎氏將來の英譯日本外史平家の卷は明治七年刊行なりといひ、光緒元年即ち明治八年には廣東版日本外史も出づるに至れり。實に山陽歿後未だ四十四年を経たるのみ。山陽をして知らしむるを得ば將又如何ぞや。明治十一年冬、赤松椋園著日本政記撮解載する所の片山冲堂の序に曰く、邇年頼翁が日本外史の世に行はるゝこと家ごとに吟じ戸ごとに誦するにちかく、而して政記これに次げり。と。明治十三年頼支峰の著標注日本外史出づ。歿後四十九年に屬す。山陽又以て冥すべきなり。

次に、修史の業蹟に對する反響につきて一瞥せん。天保九年二月、吉村秋陽、山陽書後の經説を廢しつゝも、外史の盛名につれて吹毛的批評するに對して辨する所あり。同年四月刊行の政記林鶴梁の序には、政記の政治論の博詳につきて山陽の著述中第一なりとし、通議外史の二書も及ばすとあり。天保十二年五月、小竹、山陽遺稿に題して、山陽の修史上の特色を指摘し、彼が全力を國史に用ひ、他氏の漢に詳しく我に略なると異るを以てし、世人が才學を以て彼を評する事の不充分なると、彼が人に超ゆる識を兼ねるものなる事を論ぜり。安政三年、松林飯山の論日本外史體裁の文あり。新田の記をたて織豊をたてざる事等につきて反對意見を述べ。此種の議論は後にも辨難頻出するを見るも、若し正しく山陽修史の根本精神を理解せば議論生ぜざるべき筈なり。須らく山陽の眞精神と時代の背景とを理解し、却て彼が史筆の苦辛の存する所を察すべきなり。文久三年五月十一日、伊藤醇、志道精等渡英に臨み、寫本日本政記を携ひ、



其帙裏に、國史の根本問題を政記によりて反省せんとする事、歸國後の活動の原動力としての生命的意味を認むる旨を書せり。政記の眞價は已に抽象論を一蹴して具體的に吾人の眼前に現れ來れる事實を見るべし。山陽歿後三十二年に在り。翌元治元年、五弓雪窓の政記存疑成る。蓋、外史が樂翁に上進せられてより後に於ても筆削を加へられて、叙事明快考證精確なるに比し、政記が種々の事情より微瑕なきを得ざりし故に、之を補うて全史たらしめんとなり。然も、讀書人政記を信する事著龜の如くなるを以て一層微瑕を恐るとすの一事、又政記の盛名を窺ふに足る。翌慶應元年、栗原柳庵の日本外史正誤成る。其緒言にも、盛行と共に證とせられ後輩を誤る事を病めり。而して、信充の言は大日本史を主として立筆すといふも、實は保建大記讀史餘論の意をつぎしものにして、王朝の別論一部の大綱目なりとの見解を述ぶ。享和三年外史起稿時代に讀保建大記の一文あり。神器觀につきて影響せられし事論なし。然れども、經濟武備兵制等の言なしと評するが如きは、かの新策通議を一體系として見ざるによるべし。加之、議論は皆空言にして文章のみと一擲し去るは、山陽の根本精神を没却するものにして遽に賛成する能はざる所なり。明治七年正月、石津灌園、林南軒著、日本政記考證に序して、政記は論斷を主として以て治術を審かにするもの、然も政記の體は記事をも兼ねるものなりといふ。明治十年五月、長川東洲の子、新吾、父の遺書、國史論贊評點を刊行し、其序に大日本史と外史の論贊を評して、外史の本傳未だ必ずしも疵瑕なくんばあらず、而も論贊は則ち精核確切にして鑿々その肯綮に中り、復た餘蘊あるなし、日本史の諸贊は論公正なりと雖も、その氣魄光燄、外史に讓るものに似たりと述ぶ。外史正誤が空言となせるものと正反對なり。明治十年十一月即ち清の光緒三年十月齋星源、錢子琴の評閱日本外史の稿本に序して、筆老い氣は充ち、辭嚴にして議は正しく、太史公の史記を讀むが如く、人をして百讀厭かざらしむ、不朽の作なりといふ。同年十二月、川田蕤江、石川鴻齋編する所の日本外史纂論に序し、國史の盛行、外史に若くなく、而も紕謬の多き亦外史甚しとなすも、治亂の大勢、王朝の隆替の故を論するに至りては一唱三嘆せしむとの意を述ぶ。こは固より珍説に非ず。蓋、山陽自ら考據の精を以て任ぜざる所、彼寧ろ疎に於て大義を失ふ事なきを期せるのみ。明治十二年五月、近藤瓶城

著日本外史前記出づ。重野成齋の序あり。中に、外史が史記の世家に仿へつゝ、その世家と體裁を異にするを評して、時世の變異に應ぜざるものなりとの意見あり。六月、岡鹿門又序あり。中に、外史は行文暢達にして良史と稱するに足るも體裁立たず。政記は議論剴切なるも事蹟拉雜なりといひ、政記の著を以て外史の失を掩へるものならんかとなせり。外史は、王霸の別を明にせる事を以て稱せらるゝに反し、その朝廷あるを忘れしむる懼あるものと評され、史實の非難は却て政記に向けらる。外史前記の著者自身の意見は、瓶城雜記に、その史論を好まざる事及び史學は實事傳是の學なれば私見を以て古人を可否すべからず、山陽は私の史論の爲に史實を曲論するものありとの義を述ぶる所によりて知るべし。明治二十年二月、久米易堂、法貴發著日本外史辯妄に序あり。中に於て、吉野の朝には幕府なし、宜く天皇正記を立て、以て反正を示すべきに、新田氏正記を立てしは、徳川氏に媚び、其書の流傳を欲せしものなりとの意を述ぶ。然れども、山陽自ら外史例言に識し、正史と家乘を區別し、外史は家乘なるを以ての故に、其私心を伸ばして以て幽光を發するを得べき理由あるを主張する所あり。山陽が如何なる私心を以て新田氏正記を立てしや。問題の要點はこゝにあり。例言によれば、中世以還風氣東遷し、徳川氏に成りて太平極盛の治を致すとなし、今生の幸を知るには従前の喪亂を詳にすべしとの意を述ぶる所あり。中世以還風氣東遷の一語黙過すべからず。而して、此書を読む者、首卷より漸次覽閲して以て末編に至らば、自ら能く徳川治世の意味を知らんとする事なるが、彼此想ふに、陽尊陰抑の筆法、決して徳川氏に媚ぶるものとのみ解する能はざるものあるに似たり。但、新田徳川の關係につきては又自ら別義を含めたる所あり。即ち、頼山陽先生一夜話第二新田氏の末文に、然レドモ足利十三世ハ、亂暴ニ終リテ、コレニ代リテ天下ノ權ヲシリ、太平ノ業ヲ開ク者ハ、竟ニ新田ノ支流ニ歸ス、天道ナシト云フベカラズと述ぶる所によりて知るべし。若し夫れ、天皇正記を立てざりし所以に至りては、外史全編武門制覇の經緯を叙するを主とせるといへば又論なかるべし。大正八年十一月二十八日、栗原古城、神人と麗人——文學者頼山陽に於ける所説は、文明史的に外史の價値を認めんとせしものにして、こは又何人も異論なき所なるべし。勿論、山陽が明治維新を豫想すべくもなく、自ら維新の原動力とな

らんとする程の空想を以て修史せりとは考ふ可からざるも、少くも外史に、家齊を叙し、武門平治天下至是極其盛といひ、例言に、致今日太平極盛之治といふよりせば、徳川氏に關する限り衰滅遠からざるを豫想せるに似たり。已にして徳川氏滅亡せんか。再び武門政治許すべからず。外史全卷に流るゝ精神こゝにありとせば、王政復古の運動は其中に指しせらるゝものといふも過言に非ず。文政六年、牧百峯に與へし外史隱微に、拙著創未曾有之體以世家上包本紀下總列傳とあるを見ば、又新田氏正記を立てざるを得ざる所以知るに足るべく、序論論贊不與他文同、皆指隱微難言之情事、半吞半吐而俯仰古今感慨係之とあるが如き、純理的に實事求是を以て律すべからざるものあり。封建治下にありて能く此の如き著述をなす苦辛を察せば、今日の治世に於て兎角の議論は敢てなすに堪えざるものあり。假令、山陽を罪する者と雖、この山陽の精神を憫まざるものなかるべし。(未完)